

墨田区児童育成手当条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年8月31日

墨田区長 山 本 亨

墨田区規則第49号

墨田区児童育成手当条例施行規則の一部を改正する規則

墨田区児童育成手当条例施行規則（昭和57年墨田区規則第18号）の一部を次のように改正する。

第4条中「366万1,000円」を「375万8,000円」に改める。

付 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の第4条の規定は、令和8年6月以後の月分の児童育成手当の支給について適用し、同年5月以前の月分の児童育成手当については、なお従前の例による。